

指定居宅介護支援事業所あいあい

重 要 事 項 説 明 書

〈利用者様用〉

1. 事業所の概要

法人種別	医療法人社団 晃弥会
事業所名(事業所番号)	指定居宅介護支援事業所 あいあい (3471700223号)
代表者名	理事長 門田 悦治
住所	広島県府中市三郎丸町 137
電話番号	0847-40-1255
管理者	鳥井 良子
事業実施地域	府中市(上下町を除く)・福山市芦田町・尾道市御調町

2. 職員体制

	常勤	兼務	資格	業務内容
管理者	1名		介護福祉士	職員、業務の管理・居宅介護支援業務
介護支援専門員	2名	1名	介護福祉士	居宅介護支援業務

3. 営業時間 月曜日～土曜日(年末年始 12月31日～1月3日を除く) 8時30分～17時30分

4. 目的及び方針

居宅において、要介護状態にある高齢者に対し、適切な居宅介護支援を提供する事を目的とします。

1. 事業所の介護支援専門員は、可能な限り利用者の居宅において、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多種多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう支援いたします。
2. 事業の実施にあたっては利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。また、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

5. 内容及び提供方法

- ① 居宅介護支援サービスの申し込み 重要事項及び契約内容をご確認いただき、契約の締結をします。
- ② お客様の状態の把握(アセスメント)
担当の介護支援専門員がお客様やご家族に面接し、抱えている問題点や解決すべき課題をお客様と協同で分析します。※施設への入所を希望される場合はご紹介します。
- ③ 居宅サービス計画原案の作成
居宅サービス事業者に関する情報をもとに、お客様が居宅サービス事業者を選定します。
※ご利用者、及びご家族は、サービス利用の開始にあたり、あらかじめ複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求める事ができます。
- ④ 居宅サービス担当者との連絡調整
担当の介護支援専門員を中心に、関係する居宅サービス事業者やお客様・ご家族も参加し、必要な意見交換等を行うことにより居宅サービス計画の内容調整を図ります。
- ⑤ 居宅サービス計画の作成
お客様の希望や心身の状況等を考慮し、居宅サービスの目標とその達成時期、サービスの種類、内容、料金等を決定します。
- ⑥ お客様の同意 作成された居宅サービス計画の内容についてご確認、ご了承いただきます。
※ご利用者、及びご家族は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求める事ができます。
- ⑦ お客様への居宅サービス計画書の交付 お客様に同意いただいた居宅サービス計画書を交付します。

10. 個人情報の保護について

1. 事業所は、利用者の個人情報を適正に取り扱うことは、医療・介護サービスに携わるものの重大な責務であると考え、個人情報の取り扱いに関する適切性の確保に取り組んでおります。個人情報に関する法令・規範・ガイドラインを遵守し、適切な取り扱いに努めます。
2. 事業所が得た、利用者の個人情報については、居宅サービス計画の作成や指定居宅サービス事業者との連携調整等以外の目的では原則的に使用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者及びご家族又はその代理人の了承を得るものとします。

11. 虐待防止のための措置について

1. 事業所は、利用者への虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
 - ①虐待の防止のため対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を行う。
 - ②虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行う。
 - ③従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
 - ④上記措置を適切に実施するための担当者を置く。
2. 事業者は、サービス提供中に当該事業者従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

12. 料金について（原則的に利用者の自己負担はありません）

1. 居宅介護支援利用料は、要介護度に応じ介護サービス提供開始以降1ヶ月当たり以下の料金となります。

要介護1・2の利用者	10,860円
要介護3・4・5の利用者	14,110円

2. 以下の場合には加算料金を頂きます。

初回加算	新規に居宅サービス計画を作成する利用者に対し居宅介護支援を行なった場合、及び要介護状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合	3,000円
特定事業所加算	基準に適合しているものとして市町村長に届け出ている場合	(I)5,190円 (II)4,210円 (III)3,230円 (A)1,140円
特定事業所医療介護連携加算	基準に適合しているものとして市町村長に届け出ている場合	1,250円
入院時情報連携加算 (I・II)	利用者が病院又は診療所へ入院するに当たって、当該病院又は診療所の職員に対して、利用者に関する必要な情報を提供した場合（入院した日のうちに情報提供をした場合をI・入院した翌日又は翌々日に情報提供をした場合をIIとする）	(I)2,500円 (II)2,000円
退院・退所加算	病院若しくは診療所へ入院していた利用者、又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設へ入所していた利用者が、退院又は退所に当たって、当該病院、診療所、施設の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報提供を受けた上で居宅サービス計画を作成し、サービス調整を行った場合（カンファレンス参加、又は参加以外で情報提供を受ける場合算定可）	(I)イ4,500円 (I)ロ6,000円 (II)イ6,000円 (II)ロ7,500円 (III)9,000円
通院時情報連携加算	利用者が医師、又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、利用者の心身状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合	500円

緊急時等居宅 カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師、又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	2,000円
ターミナルケアマネジメント加算	末期の悪性腫瘍の利用者、又はその家族の同意を得た上で、主治医の助言を得つつ、ターミナル期に頻回な訪問により利用者の状態変化やサービス変更に必要性を把握し、主治医やサービス事業者へ提供した場合	4,000円

3. 介護保険適応の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は、一旦上記の料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。後日、そちらを保険者の窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。
4. 通常の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援事業に要した交通費は、その実費を徴収します。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1kmあたり40円とします。
5. 介護報酬改定等により加算等の料金変更があった場合、事業所は当該料金等の内容を変更することができます。

令和 年 月 日

重要事項説明書に基づいて、居宅介護支援のサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

説明者氏名 _____ 印

私は、重要事項説明書に基づいて、居宅介護支援のサービス内容及び重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

家 族 氏 名 _____ 印